

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百八十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十一月二十日から適用する。

平成三十年十一月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>第十一 経過措置 一〇七 (略)</p> <p>八 平成三十年三月三十一日において、現に次の(1)から(9)までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟については、平成三十年三月三十一日(ただし、当該保険医療機関の許可病床数が五十床未満、当該保険医療機関が保有する病棟が一のみ又は平成三十年十一月三十日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(十三対一入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において二百床未満であるものは、平成三十年三月三十一日)までの間に限り、次の(1)から(9)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(9)までに定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>(1)〇 (略) (9) (略)</p> <p>九〇十九 (略)</p>	<p>第十一 経過措置 一〇七 (略)</p> <p>八 平成三十年三月三十一日において、現に次の(1)から(II)までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟については、平成三十年三月三十一日(当該保険医療機関の許可病床数が五十床未満又は当該保険医療機関が保有する病棟が一のみである場合は、平成三十二年三月三十一日)までの間に限り、次の(1)から(II)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(II)までに定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>(1)〇 (略) (9) (略)</p> <p>九〇十九 (略)</p>